

第1章 バリアフリーマスタープランとは

1-1. 策定の背景と目的

本市では、平成16年5月に「福島市交通バリアフリー基本構想」を制定し、福島駅周辺を中心市街地地区において、高齢者や障がい者など全ての人々が旅客施設や周辺道路を利用し移動する際の利便性や安全性の向上について取り組んできました。

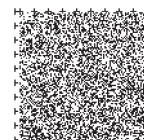
現在、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、バリアフリーニーズを掘り起こし、官民一体となったソフト・ハード両面のバリアフリー化を図るため、企業・団体など263団体（令和3年3月末現在）で構成する「バリアフリー推進パートナー」と共に、バリアフリー推進パッケージに取り組んでいます。

主な取り組みとしては、「障がいのある人もない人も共にいきいきと暮らせる福島市づくり条例」の制定や「多文化共生のまち福島推進指針」の策定、先導的共生社会ホストタウンの認定、ヘルプマーク・ヘルプカードの普及、福島駅周辺や観光施設、体育施設、公園のトイレ、道路などのバリアフリー化などを実施しています。

さらに、この行動を東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーのひとつとして次世代へつなげていくことを目標にしています。

このたび本市では、これまでの取り組みを受け、バリアフリー推進パッケージの取り組みの一つとして、平成30年5月（平成30年11月施行）、令和2年5月（令和2年6月施行）のバリアフリー法改正に基づき、福島市バリアフリーマスタープラン（移動等円滑化促進方針）を策定します。

福島市バリアフリーマスタープラン（以下、「マスタープラン」という。）では、本市全域におけるバリアフリー化の方針を示し、それを広く共有するとともに、特にバリアフリー化が必要である地区については、移動等円滑化促進地区と位置付け、計画的にバリアフリー化を推進することにより、「誰にでもやさしいまち ふくしま」の実現を目指します。

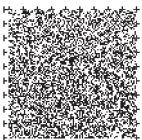
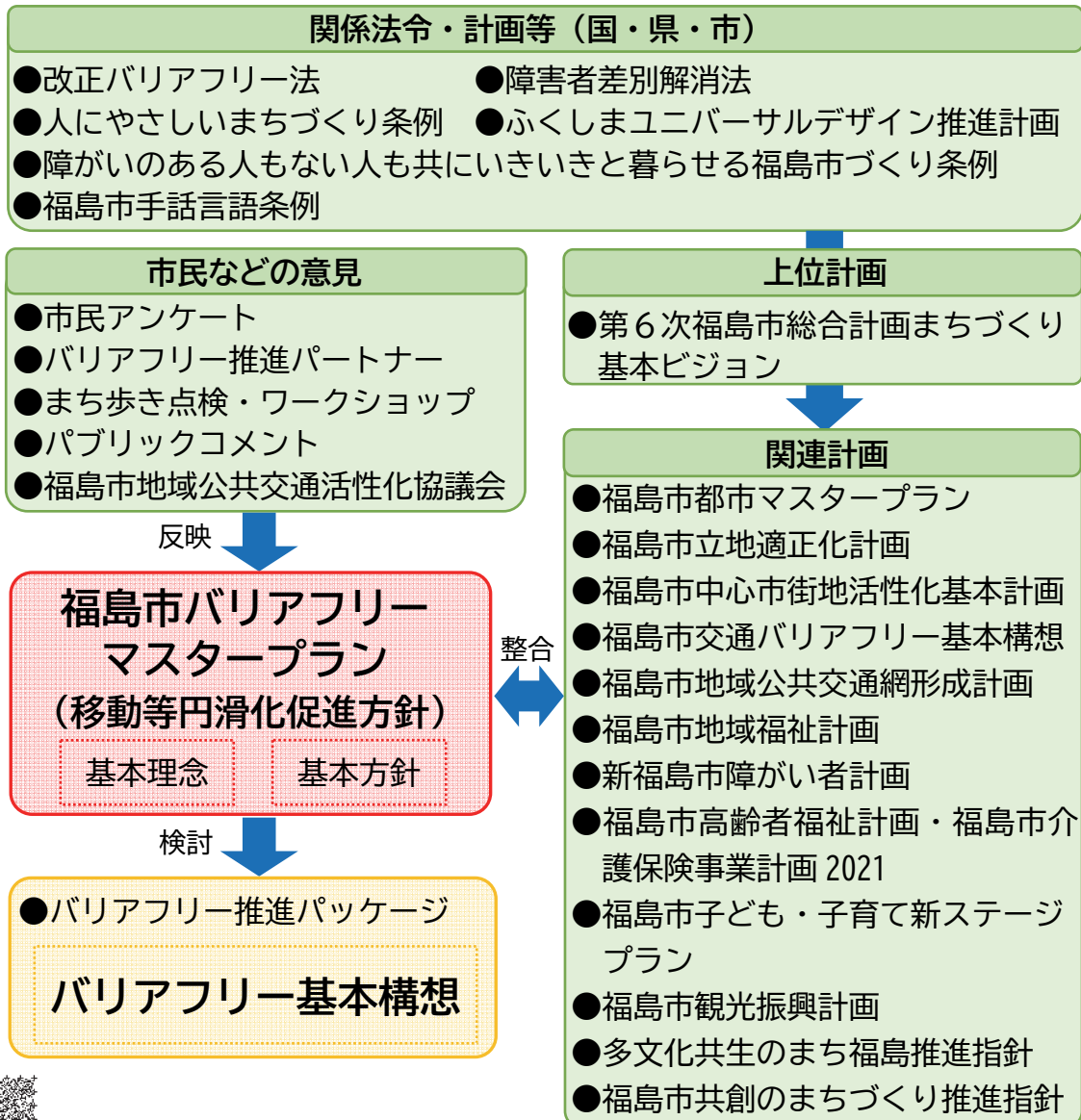


1-2. マスタープランの位置づけ

マスタープランは、国の「改正バリアフリー法」や「障害者差別解消法」、本市の「障がいのある人もない人も共にいきいきと暮らせる福島市づくり条例」や「福島市手話言語条例」などの関係法令に基づくものとします。

あわせて、本市が目指すべき将来像を定めた上位計画である「第6次福島市総合計画まちづくり基本ビジョン」や関連計画である「福島市都市マスタープラン」や「福島市交通バリアフリー基本構想」、「福島市地域福祉計画」、「新福島市障がい者計画」、「福島市観光振興計画」などとの整合を図り、各施策や事業との連携を図ります。

マスタープランの位置づけ



1-3. マスタープラン策定の流れ

マスタープランの策定にあたっては、高齢者や障がい者団体、市民の代表、学識経験者、公共交通事業者、関係行政機関、本市などで構成する「福島市地域公共交通活性化協議会」で協議や検討を行います。

あわせて、市民アンケートやバリアフリー推進パートナーなどとのまち歩き点検、ワークショップに基づき素案を作成した後、パブリックコメントにて市民の意見をマスタープランへ反映します。

(第1章)バリアフリーマスタープランとは

マスタープラン策定に至った背景や目的をまとめ、マスタープランの位置付けを法や条例、上位・関連計画との整合を図ります。

(第2章)福島市の概況

人口動態や高齢化率、障がい者の現状、来訪者や公共交通の状況の確認とあわせて市民アンケート調査より、バリアフリーニーズを掘り起こします。

(第3章)福島市バリアフリーマスタープラン策定にあたって

本市の課題と市民アンケート調査から見えたバリアフリーニーズより、本市全域のバリアフリー化を推進するため、基本理念と基本方針を定めます。

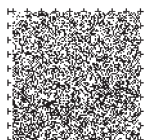
(第4章)心のバリアフリーの推進

偏見などの意識(心)のバリアを取り除くための本市の取り組み事例を紹介しながら、心のバリアフリーの考え方や方向性を示します。

(第5章)多くの人々が参画するバリアフリーへの取り組み

バリアフリー化の取り組みを次世代に繋いでいくため、官民一体となったバリアフリー推進パートナーや協議会などの体制をつくりま

担当課：交通政策課・地域福祉課





(第6章)ユニバーサルデザインによるまちづくり

市民アンケート調査および本市の健康福祉やまちづくり、観光などに関する計画などから、特にバリアフリー化を促進する地区の候補地を選定し、まち歩き点検やワークショップの意見を踏まえ、「移動等円滑化促進地区」として設定し、主な施設におけるバリアフリー化の基本的な考え方を検討します。



(第7章)わかりやすいバリアフリー環境の形成

バリアフリー化の取り組みを迅速かつ効果的に推進するため、届出制度やバリアフリーマップなど、情報の提供に係る連携・協力の考え方を示します。



(第8章)継続的・段階的なバリアフリー化の推進

マスタープランが計画策定だけで終わること無く、変化する市民意識や社会情勢に合ったものとするための適切な見直しやバリアフリー化を推進するための実施体制、取り組みなどについて検討します。

引き続き、バリアフリー基本構想の策定に取り組み、移動等円滑化促進地区におけるバリアフリー事業を検討します。



福島市バリアフリーマスタープラン(移動等円滑化促進方針)策定

1-4. マスタープランの期間

本計画の期間は、2021年度(令和3年度)から2025年度(令和7年度)までの5年間とします。



担当課：交通政策課・地域福祉課

